

これは、日経平均の“日中幅”を過去25年間の少ない順からランキングしたもののだが、その殆どが2005年と2010年、11年に集中していることが分かる（2005年のケースでは、この小幅な動きの後に大きな上昇が生じている）。日中幅の縮小は、その後の相場が上にも下にも大きく動く傾向があり、今回も昨年の12月から度々こうした小さな日中幅が出てきていることに注目したい。

◎05年との類似性でもう一つ注目されるのが、景気の遅行指数と株価との関係である。景気指数は文字通り、先行指数が上昇し、それに遅行指数が追う形となるが、この遅行指数に株価が連動するケースが05年相場の大きな特徴となっている。現在のその位置関係は、正に05年半ばの状況に似通っており、その点からも更なる株価の上昇が期待される。

この先行と遅行の指数関係には“何れ遅行が先行に追いつく”という時期があるが、05年のパターンからもそのピークが株価のピークに連動することに注目しておきたい。

★当面の天井は現象面で計れ

相場が天井を打つ時に、様々な現象、及びテクニカル面でのシグナルが出ることに注目しているが、出来高、裁定残などの需給面や騰落レシオやNT倍率、配当利回りなどの推移に目を配っていく必要がある。

中でも、「新高値銘柄数」や、信用の「評価損率」（買い方）にはピーク現象としての確率が非常に高くなる場合があり、前者の場合は300～400銘柄、後者は0～-2%の数字が出てくると警戒レベルはかなり高いものとなる。

★月末安の月初高

昨年9月以降、この“月末安、月初高”の動きが続いている。特に22日～月末にかけての反落や続落、そして月初～10日前後にかけての反発や続伸などの動きが顕著に出ている。簡単に言えば“月末にかけての買い下がり、月初から半ばにかけての売り上がり”という戦法が取り易い訳だが、これも一つの傾向として頭に入れておく必要があるようである。

★当面の見通し

昨年9月安値から6ヶ月目、そして11月安値からの3ヶ月目。それが、今年の2月、3月に応答する訳だが、需給面としてはそこが一つの達成感が出る時期でもある。2月に小波乱、3月を通過しての中波乱というのが当社の一つの見通しでもある。2月の月末買い、3月の目先ピーク売りを想定している。

○リスクについて

■株式は、株価変動による元本の損失を生じるおそれがあります。また、信用取引を行う場合は、各証券会社が定める委託保証金の差し入れが必要です。信用取引は、小額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が多額となり差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。外国株式の場合、為替相場によっても元本の損失を生じるおそれがあります。

■債券は、金利水準の変動等により価格が上下することから、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準に加えて、為替相場の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。

■投資信託は、銘柄により異なるリスクが存在しており、各銘柄の組み入れ有価証券の価格の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。各銘柄の組入る有価証券の価格の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。各銘柄のリスクにつきましては目論見書等をお読み下さい。

■株価指数先物取引は、対象とする株価指数の変動により差し入れた証拠金（元本）を上回る損失を生じるおそれがあります。証拠金の現在価値が維持証拠金額を下回った場合、不足額を所定の期日までにお取引の証券会社に差し入れていただく必要があります。（ポジションの全部または一部を決済することによっては追加証拠金を差し入れるべき状態は解消されませんので、ご注意ください。）また、海外指数先物取引は、外国金融商品市場で行なわれる取引であることから、対象銘柄が国内金融商品取引所で行われる取引と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。

■株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、差し入れた証拠金（元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。特に売方の損失可能性は、理論上は無限度となります。

>>詳しくは、各証券会社WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示または契約締結前交付書面等をご確認ください。

□各証券会社の重要事項説明一覧は <http://www.sharetive.co.jp/company/risk.html> からご確認ください。

□各証券会社の委託手数料一覧は <http://www.sharetive.co.jp/securities/fee.html> からご確認ください。

○お取引にあたって

各証券会社で取り扱っている商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、各証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面などをご確認ください。

【金融商品仲介業者の商号】

株式会社シェアティブ 【関東財務局長（金仲）第 332 号】
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-12 第 2 横山ビル 5F
電話 03-5510-5972 URL <http://www.sharetive.co.jp>

【代理権の不存在について】

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

【金銭および有価証券の預託について】

当社は、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

【所属金融商品取引業者の商号】

- ・株式会社証券ジャパン 【関東財務局長（金商）第 170 号】（加入協会）日本証券業協会
- ・ 트레이ダーズ証券株式会社 【関東財務局長（金商）第 123 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会
- ・株式会社 S B I 証券 【関東財務局長（金商）第 44 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会
- ・ ひまわり証券株式会社 【関東財務局長（金商）第 150 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会、（社）日本証券投資顧問業協会

この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。銘柄の選択、投資に関する最終決定はご自身の判断をお願いいたします。本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証したものではありません。本資料に示された意見や予測は、資料作成時点での各情報元となる投資顧問会社の見通しであり、今後予告なしに当該投資顧問会社の判断で随時変更することがあります。また、本資料のコンテンツおよび体裁等は当社の判断で随時変更することがあります。

当社は、金融商品仲介業者であり、投資運用業および投資助言・代理業は行っておりません。従いまして、お客様へ報酬の対価として売買の指図、運用のアドバイスなどは一切行いません。本レポートに掲載する内容は、全て財務局の登録のある会社から転載したものであり、シェアティブ独自で作成する内容ではございません。